

会 務 月 報

第439号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■令和元年9月常任理事会議事録

1. 日 時 令和元年9月4日(水)
13:30~15:35
2. 場 所 日事連会議室
3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数
常任理事会構成者総数14名、定足数8名、出席者数13名
4. 出席者及び欠席者の氏名
出席者
会 長 佐々木宏幸
副 会 長 岩本茂美、新沼義雄、堂田重明、伊藤光洋、
児玉耕二、戸田和孝
専務理事 居谷献弥
常任理事 庄司雅美、白井 勇、西川英治、濱本泰久、
南 孝雄
事 務 局 前田、鈴木、千浜、伊東、吉田
欠 席 者
常任理事 植村吉延
5. 議 長
佐々木会長より議長について諮り、岩本副会長を議長に選任した。
6. 議事録署名人
佐々木宏幸会長、岩本茂美副会長
7. 専決事項
(1) 令和元年度日事連建築賞の受賞者決定の件
事務局より、資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

日事連建築賞選考委員会で資料のとおり受賞事務所を選定した。10月4日の全国大会式典において表彰するため、理事会に先立ち専決事項として承認いただきたい。受賞18事務所のうち、6事務所が会員外からの応募であったが、そのうち5事務所が小規模建築部門の奨励賞であった。

議長より令和元年度日事連建築賞の受賞者決定について諮ったところ、異議なく資料1のとおり受賞者を決定した。

8. 協議事項

(1) 青年話創会2019福島大会の実施要領について

事務局より、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

一昨年度の和歌山大会の際と同様、福島大会の大会式典前日に青年話創会(懇親会含む)を実施すべく準備を進めている。参加予定は150名。企画運営は福島会の青年部会が担い、実施経費150万円(予算)は日事連が負担する。

以下の発言がなされた。

佐々木会長一青年話創会は全国大会に併せて実施してきたが、全国大会開催地が遠方となった場合の旅費負担や日事連の経費負担の問題がある。青年WGであり方について議論してもらったが、全国大会と同時開催とするべきとの意見だった。総務・財務委員会で議論して方向性を示したい。

岩本副会長一財政が厳しい中、青年話創会への出張旅費を負担している単位会もある。単位会の意見も聞いた方がよい。

佐々木会長一そのようなことも含めて、全国大会のあり方を検討していきたい。

協議の結果、資料2の原案を了承し、9月通常理事会に提案することを決めた。

(2) 第43回建築士事務所全国大会(福島大会)の運営等について

事務局より、資料3によって、大会式典等の運営、正副会長の役割及び単位会からの参加申込状況について説明がなされ、議長より大会式典等の運営及び正副会長の役割等について諮ったところ、異議なく資料3のとおり実施することとした。

(3) 令和2・3年度の理事数等について

白井総務・財務委員長より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

内部理事の増員について、6月の全国会長会議で意見が出された他、複数のブロック協議会から要望が出された。各単
位会及びブロック協議会の意見等を日事連の運営に更に反
映させるため、来年度の役員改選に向け理事の増員等につ
いて8月の総務・財務委員会で協議した。委員会では、理事総
数を3名増員し定款の上限とすること及び同一業界外理事
を4名減らし同一業界内理事に充当すること並びにブロック
推薦理事の配分について、案2の各ブロック最低人数3名と
するドント方式とする案を常任理事会へ提案することとし
た。さらに、会長推薦理事を、常任理事会において適正であ
るか協議検討し、推薦委員会のような役割を果たしてはどうか提案する。

以下の発言がなされた。

西川常任理事一理事の会長推薦枠は必要か。全国から登
用できるという点では悪い制度ではないが、恣意的に選ば
れる可能性がある。一般社団法人として余り相応しくない制度
ではないか。

白井総務・財務委員長一外部委員会等への派遣に専門性
の高い人間が必要だが、ブロックからの推薦者だけでは難
しい。指摘された懸念事項はあるブロック協議会からも出
ていたが、各ブロックから2人以上出ている常任理事会が推薦委
員会のような役割を果たすことで、心配するようなことには
ならないと思う。士会連は、理事の約半数が会長推薦枠との
こと。

佐々木会長一専門性の高い人材の登用は必要だが、推薦の
システムを変えたい。

西川常任理事一会長推薦理事という言い方を変えた方が
良いのでは。

佐々木会長一会長推薦枠というのは、定款等で定められて
いるのか。

→ 規則では定められていない。全国会長会議での申し合
わせである。

新沼副会長一会長推薦理事の人数は5名に拘らなくても
良いのでは。

白井総務・財務委員長一最大5名と考えていただければ。

庄司常任理事一ブロック推薦理事は基本的に単位会会長
だが、会長推薦理事はそうでないところが問題であるとい
うのが北海道東北ブロック協議会の意見である。

佐々木会長一常任理事会で、推薦された理事の必要性等
を議論して認めるかどうか判断してもらいたい。

庄司常任理事一そのような内規がないとまずいかもしれ
ない。

白井総務・財務委員長一そのあたりが決まったら、申し合
わせ事項に盛り込めば良い。

岩本副会長一会長推薦理事は、内部なので単位会会長だ
けではないか。

佐々木会長一単位会会長とは限らない。

濱本常任理事一各ブロックでは、推薦した理事の任期は何
期くらいとしているか。

岩本副会長一まちまちである。単位会ごとに輪番制にして
いるブロックもあるようだ。

協議の結果、総務・財務委員会の提案に異論はないが、ブ
ロックに持ち帰り、意見等があれば10月までに提出し、総
務・財務委員会で再検討することとした。

(4) BIMライブラリ技術研究組合への入会について

居谷専務理事より、資料5によって次の趣旨の説明がなさ
れた。

BIMライブラリー構築に関しては、平成27年度からB
IMライブラリーコンソーシアムを設立して取り組んできた
が、活動予定期間が今年度末までとされていた。平成30年
6月の未来投資戦略会議でi-constructionの推進により建
設生産性を20%向上する目標が設定され、官民研究開発投
資拡大プログラムを活用することとされたこと等から、国土
交通大臣認定のBIMライブラリ技術研究組合が設立され

ることとなったため、本会も入会し意見等を出していきたい。
なお、団体の会費負担等は発生しない。

協議の結果、BIMライブラリ技術研究組合への入会を、
9月通常理事会に提案することを決めた。

(5) 建築確認におけるBIM活用推進協議会への入会について

居谷専務理事より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

建築確認においてBIMを活用した事例が複数公表されており、ますます増えることが予想されるが、確認申請図面の表現が申請者ごとに異なっていることから、その標準化が課題となっている。さらに、確認審査に適したBIMモデル閲覧用のソフトが整えられていないことも課題となっている。そこで、産学官の力を結集し、建築確認におけるBIM活用を推進するため、建築確認におけるBIM活用推進協議会が設立されるので、本会も入会し意見等を出していきたい。

協議の結果、建築確認におけるBIM活用推進協議会への入会を、9月通常理事会に提案することを決めた。

(6) 9月通常理事会の議題等について

事務局より、資料7によって説明がなされ、協議の結果、
原案のとおり9月通常理事会開催通知とすることを決めた。

9. 報告事項

(1) 業務報酬基準の見直しに向けた取組について

居谷専務理事より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

現行の業務報酬基準（告示第98号）の改定に向け、業務報酬基準WGを拡充（業務報酬基準に精通した委員3名の増員）し、現行告示の問題点・課題を洗い出し、告示第98号の運用についての対応、告示見直しに向けた検討を行っていくこととする。方策の一つとして、JAAF-MS Tに業務実績集計の機能を追加し、業務実績データの収集・分析を行っていく。また、6月の全国会長会議で要請のあった告示第15号と告示第98号の略算表の比較グラフを作成した。

岩本副会長より、単位会にはエクセルデータで提供してもらえないのかとの質問がなされ、居谷専務理事より、見やすく加工できるようエクセルデータで提供するとの回答がなされた。

事務局より、業務実績集計方法として、PUBDISに人工数を入れるよう検討できないかとの発言がなされた。

(2) 建築BIM推進会議での検討状況について

居谷専務理事より、資料9によって、国交省により設置された建築BIM推進会議の描く建築BIMの将来像、工程案及びBIMを活用した建築生産・維持管理に係るワークフローの整備検討案について説明がなされた。

(3) とちぎ建築プロジェクト2019・マロニエBIM設計コンペティションについて

居谷専務理事より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

従来、栃木会主催で学生を対象に実施されていたコンペであるが、今般日事連が共催し、社会人・会員も対象に広げて進めることとした。会誌9月号に掲載し募集の周知を開始した。エントリーは10月、コンペは11月上旬の3日間で実施し、優秀賞の一つに日事連会長賞を授与する。

(4) 建築士法改正に伴う関係省令・告示の改正案について

居谷専務理事より、資料11によって次の趣旨の説明がなされた。

建築士事務所に保存する図書の見直しに関する法改正により、四号建築物についても保存すべき図書が追加され、構造計算書に代わり建築基準法施行令等の規定に適合することを確認できる図書の保存が義務付けられることとなった。また、建築士免許の登録要件及び建築士試験の受験資格の見直しに関する条文が新設され、実務経験及び学科試験の免除期間等は省令・告示等で示される。

(5) 品確法改正に伴う運用指針改正案について

居谷専務理事より、資料12によって次の趣旨の説明がなされた。

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置が規定された。今般新たな課題に対応し、予定価格の適正な設定・歩切りの根絶、価格のダンピング対策の強化及び建設業の就業者数の減少に歯止めがかかる等、これまでの5年間の成果をさらに充実するため、新・担い手3法が改正される。なお、品確法の改正は議員立法、建設業法・入契法の改正は政府提出法案である。

(6) 省エネ法改正措置への対応について

居谷専務理事より、資料13によって次の趣旨の説明がなされた。

建築物省エネ法の改正により、300㎡以上の中規模建築物にも適合義務が課され、300㎡未満の小規模建築物及び小規模住宅には建築士から建築主への説明が義務付けられるようになる。なお、新築だけでなく増改築も対象である。これら以外のものも含め、施行に向け概要説明会が開催中であるが、10月以降に6ヶ月施行の詳細説明会が予定されている。周知にあたり、国交省から団体にも協力要請がなされるとのことである。意見提案等について、明日開催の建築の低炭素化・省エネルギー化対応WGで検討する予定である。

以下の発言がなされた。

事務局―建築士から建築主への説明書のイメージが国交省から示されているが、この方法でいきなり始めたらトラブルの元になりかねないので、重要事項説明の際にどの程度の性能を目指すのか明らかにする必要がある。このようなことを周知していないとトラブルが頻発する。

西川常任理事―施行に向けたスケジュールのうち、6ヶ月施行と2年施行というのはどういう意味か。

→ 法改正のうち、6ヶ月後施行分と2年後施行分に分かれており、6ヶ月後施行分の施行が11月中旬頃、2年後施行分の施行が令和3年4月頃という意味である。

庄司常任理事―施行に合わせて重要事項説明の書式を見直すのか。

→ 記載内容のため、書式を見直す必要はない。

(7) CM方式検討会の検討状況について

居谷専務理事より、資料14によって次の趣旨の説明がなされた。

昨年度のCM方式(ピュア型)の制度的枠組みに関する検討会での検討を踏まえ、今年度は契約約款・共通仕様書・役割分担表(例)の詳細検討を行う。同検討会とともに、建築・土木を個別に深掘りするための分科会を設置し、親会議と子会議の2つの検討体制を構築する。詳細検討結果を踏まえ、地方公共団体におけるピュア型CM活用ガイドラインを公表する。

(8) 共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する外部有識者委員会について

居谷専務理事より、資料15によって次の趣旨の説明がなされた。

外部有識者検討会の提言は、特定行政庁間の違反事例の共有、工事監理ガイドラインの追補、大手賃貸共同住宅事業者が対応すべき品質管理の高度化指針の策定、工事監理者通報窓口の設置、中間検査・完了検査の強化及び型式部材等製造者認証の審査の強化が挙げられた。工事監理者通報窓口は、工事監理を担う建築士が対象のため、日本建築士会連合会に設置される予定である。

以下の発言がなされた。

西川常任理事―この問題は開設者の責任だと思う。管理研修会に結びつけて、開設者に受講を義務付ける等の法制度が必要ではないか。

居谷専務理事―今回の問題は、開設者というよりも経営者の指示・発言が設計者・工事監理者の法遵守義務や適正な業務を阻害したことである。それを建築士法で律するのは難しかったようだ。

庄司常任理事―教育・情報委員会で管理研修会の受講義務化を議論しているが、難しい。

(9) 畜舎建築に係る新たな検討について

居谷専務理事より、資料19によって次の趣旨の説明がなされた。

畜産業の成長産業化に資するよう、畜舎建築コストの低減等のため、畜舎等を建築基準法の適用対象から除外し、畜舎のみに適用される新たな特別法を措置することが農林水産省により検討されることとなった。国交省も協力して検討委員会を立ち上げ、本会にも委員派遣の要請があったが、建築基準法とは別の畜舎独自の建築基準を設けることには賛成し難いため、現時点では、検討委員会へ参加は見送る予定である。

(10) 会員・構成員異動報告

資料16により、令和元年6月から7月の単位会別構成員数及び賠償責任保険加入者数等が事務局より報告された。

(11) 後援名義等使用の催物について、事務局より資料17により報告がなされた。

(12) 経過報告について、事務局より資料18によって報告がなされた。

(13) その他

事務局より、次の趣旨の説明がなされた。

8月の総務・財務委員会で財政について検討したところ、委員より各ブロックから出された財政に関わる要望書を提供してほしいとの要請があった。当該要望書を委員に提供してよろしいか伺う。

協議の結果、異議なく、総務・財務委員へ提供することを認めた。

<配付資料>

資料1：令和元年度日事連建築賞の受賞者決定について

資料2：青年話創会2019福島大会の実施要領（案）

資料3：福島大会のスケジュール及び正副会長等の役割（案）

資料4：令和2・3年度の理事数等について

資料5：技術研究組合制度について

資料6：建築確認におけるBIM活用推進協議会（仮称）設立趣意書

資料7：令和元年6月通常理事会開催通知

資料8：業務報酬基準の見直しに向けた取組について

資料9：建築BIMの将来像と工程表（案）他

資料10：とちぎ建築プロジェクト2019・マロニエBIM設計コンペティションチラシ

資料11：建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令・告示の改正案について（概要）

資料12：新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一體的改正）について他

資料13：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案他

資料14：今後の契約約款等の詳細検討体制について（案）

資料15：共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会中間とりまとめ概要

資料16：会員・構成員異動報告等

資料17：後援・協賛名義使用の件

資料18：経過報告

資料19：畜舎建築に係る新たな検討他

■第5回総務・財務委員会議事概要（Web会議）

日時 令和元年8月30日（金）

13：30～15：40

場所 日事連会議室

（白井委員長、児玉担当副会長、佐々木会長、事務局）

所属単位会事務局等

（原委員、小林委員、内田（康）委員、車田委員、

内田（要）委員）

出席者 委員長 白井 勇

委員 原 行雄、小林正澄、内田康博、車田 聡、

内田 要

担当副会長 児玉耕二

特別出席 佐々木宏幸会長

事務局 居谷、前田、伊東、松谷、永井

欠席者 副委員長 植村吉延

委員 栗原信幸

議 事

(1) 令和2・3年度の理事数等について

事務局より、資料1によって、令和2・3年度役員候補者の推薦手順と選任方法について説明がなされた。

白井委員長より、理事数の増員等については各ブロックより要望が出されおり、本委員会において検討した上で、常任理事会等に提案することとしたい旨の発言があった。

委員等より次の発言がなされた。

- ・記載内容に異議はない。方法等は検討して欲しい。
 - ・理事数を増員することで、特定の理事の負担軽減に繋がるのであれば良いと思う。案2の方が良いと感じる。
 - ・案2の方が良い。各ブロックのバランスがとれる。
 - ・案2の方が好ましいと思う。
 - ・理事数を増員することに賛成である。所属ブロック協議会で案1または案2のどちらが良いかを協議する必要があるか。
- 10月までに回答する必要があるか。

→本日、総務・財務委員会でどちらにするかを決定し、本委員会で決定した内容をブロックに報告してもらい、検討していただきたい。

- ・理事数等も含め全体像について意見があれば、この機会に発言して欲しい。

協議の結果、総務・財務委員会としてはこの方向で進めることとし、案2のとおり常任理事会に提案することとした。

(2) BCP（緊急時企業存続計画または事業継続計画）について

事務局より、資料2によって、日事連事務局におけるBCP（緊急時企業存続計画または事業継続計画）について概要説明がなされた。初動対応について洗い出すとともに、必要最低限の非常用品の備蓄等に着手している。

委員等より次の発言がなされた。

- ・単位会のBCPということになれば、登録事務センターを

設置しているため、さらに登録機関としての対応例が必要であろう。

- ・災害対策本部を立ち上げる場合、日事連が入居しているビルは新耐震基準に適合しているものの、万一震災により入居しているビルが使えなくなった場合も想定して、別の地域で対応することも併せて考える必要があるのではないかと、事務局として業務が遂行出来ない場合は、東京会事務局との連携等も考えられるのではないかと。

- ・データの管理はどうなっているか。

→電子データについては、現在、事務局内のサーバーにバックアップをとっている。今後は併せてクラウドサービスを利用して管理をしていきたい。

- ・単位会においてもBCPを作成するよう、日事連から呼びかけるのか。また、参考事例等を提供してもらえるのか。ブロックで対策を協議する必要があるか。

→単位会への対応は、災害対策特別委員会を通じて行いたい。協議の結果、事務局で引き続きBCPの検討を続け、適宜拡充していくこととした。

(3) 各WGにおけるアンケート実施について

事務局より、資料3によって、当委員会傘下のWGにおけるアンケートの実施状況について説明がなされた。

建築士事務所の業務環境改善WGでは、働き方改革の取組事例集の作成に向けて、会員事務所を対象にWeb形式で、会員増強検討WGでは、会員増強活動の実施状況等について、単位会を対象にメール回答形式で、それぞれ9月上旬を目途にアンケートを依頼出来るように準備・検討を進めている。

(4) 今後の建築士事務所全国大会の日事連の運営費負担等について

事務局より、資料4によって、今後の建築士事務所全国大会の運営費負担等について説明がなされた。今後は地方での通年開催となるが、日事連の負担がこれまでどおりならば毎年の負担が1,600万円となるため、経費削減を図るためにも、これまでの全国大会の実施状況等を再検討し、見直す必要がある。

委員等より次の発言がなされた。

- ・ 日事連の負担金1,600万円を減額するのは、なかなか難しいのではないかと。広告収入の差が激しい。予算を削減できるヒントを提示してほしい。
- ・ 1,600万円の負担を継続することも難しい。やり方等も主管会の特性がある。現在の日本の経済状況に鑑みると、多額の協賛金集めは難しい。
- ・ ブロックとして主管会を支援することは、非常に大切である。
- ・ イベント関連 イベント会社への丸投げが大きく影響していると思われるので、うまいやり方を検討してほしい。
- ・ 経費削減の認識を、皆が共有することが大事である。
- ・ 以前から大会運営マニュアル作成の話はあったのではないかと。→マニュアルを作ろうということまではいった。
- ・ 全国大会の開催はブロックで受けるということで通年地方開催となったが、ブロック内の複数の単位会が主管会となることはブロックで決められないかと。また、その場合、それぞれの単位会が主管会を務めたものとしてカウントしてもらえるのか。→その件については、総務・財務委員会で検討することになっている。
- 複数の単位会が合同でやるといっても、結果的にはどちらかでやることになる、また、余計な経費がかかる等の懸念がある。主管会を務めた実績としてカウントすることだけを目的とするなら問題である。
- ・ 日事連として1,600万円を負担し続けることができるのなら、それに越したことはない。予算の何%位を充てているのか。
- ・ 東京開催を止めたことで経費が増大しており、せめて今までの平均値くらいにはもっていききたい。
- ・ 全国大会経費に限らず、日事連も単位会も財政状況は決してよくないことを踏まえておくべきであろう。
- ・ 実際には、どこで開催しても1,000万円程度で実施できるのではないかと。日事連が1,000万円を負担することで、どこでもやれると思うので、東京開催と同様のやり方でやってみてはどうか。ただ、主管会としてそれ以上負担してもやるというのなら、それもOK。

- ・ 話創会はやる意義は大いにあると思う。無理強いする必要はないが、出来れば一緒に開催が望ましい。一緒に出来ない時にどうするか検討が必要である。
- ・ 次の福井会とモデルプランを作ることは考えられないかと。その次の熊本会でもよい。
- ・ 全国大会の開催を引受けるとイベントに走りがちであるが、イベントは義務ではない。
- ・ ブロック順で持ち回るのであれば、複数会で主管会を務めてもブロックとしては変わらない。そもそもブロック順はどうやって決めたのか。東京開催を始めたのは経費削減目的であったかと思うが、東京開催を止めた理由・経緯はどういうことか。→全国大会の本来あるべき姿に戻すということである。ブロックで引受けることにより主管会をフォローする体制を整えることとしている。当然のことながら経費削減は共通認識と理解している。

協議の結果、今後の建築士事務所全国大会の実施については、常任理事会等へ提案出来るよう、引き続き協議検討をしていくこととした。

(5) 財政検討について

事務局より、資料5によって、財政検討について説明がなされた。6月の全国会長会議を前に複数のブロック協議会から財政に関する要望が出され、岩本副会長より日事連の財政について分析を行いたいとの申し出を機に、本来の財政検討の主体である総務・財務委員会を中心に財政検討に着手することとした。

委員等より次の発言がなされた。

- ・ 単位会は、日事連ではなく自分のところの心配をしている。財政が厳しい中、単位会の負担を減らす努力をしているとの説明が必要ではないかと。
- ・ 日事連の存在価値、認知度が士会に比べまだまだ低い。行政との連携もまだまだ足りない。今更ながら、認知度を高めるために大いに発信していくべきであり、テコ入れが必須である。山形会では、日事連の細かい状況は把握していない。

- ・佐賀会では、5年前に財政検討を行い、固定費の削減を図った。会員減も覚悟の上で、会費を値上げしたが、結果は変わらず、むしろ増加した。ここ3年程は改善傾向にあり、若い人への開業支援策も実施している。10年程度は、年150万円の赤字にも耐えられる貯えもある。
- ・ブロックからの要望の内容を公表してもらえるか。
→要望の内容については、追ってお知らせする。
- ・積立金の条件を教えられるか。
→目標、条件等、特段の決めはない。
- ・内部留保については、目安となる金額等を決める必要があるのではないか。
- ・石川会では、3年連続赤字である。1～2名の事務所が会員の8割を占めており、この部分に対する配慮が必要と考える。耐震診断が減少したことが財政悪化の要因と思われる。
- ・栃木会は黒字になったことがない。
- ・東京会は、都からの補助金事業の獲得に力を入れており、その影響が大きい。結果、黒字となっている。
- ・マイナスになる事業については、廃止も含め見直しが必要であろう。単位会のために何ができるか探っていきたいが、これからどの様に検討していくか。
- ・単位会の運営について「あり方」等のモデル化は検討してもらえないのか。
- ・調査をして、単位会の個別性に配慮して、何かを示したいと思う。
- ・5年間の各単位会の収支を見たが、正会員の会費収入は約3割、多くても5割しか占めておらず、それ以外の事業収入の占める割合が大きい。単年度では赤字と黒字は半々程度である。赤字を補てんするだけの貯えがないため、黒字の予算しか組めないことも考えられる。
- ・受託事業として、何かよい事例はないか。
- ・調査して、事例を示したいと思う。
- ・採算を考えずに業務を引受ける事務所があり、意識改革が必要である。企業として成立つ様、事務所経営についての

講習会を実施してほしい。

- ・それは、まさに建築士事務所の業務環境改善WGが考えるべきことである。

協議の結果、12月の全国会長会議で何らかの方向性を示せるよう、本委員会で取りまとめることとした。

今後の開催予定

11月12日(火) 13:30～16:30 (日事連会議室)

令和2年2月26日(水)

13:30～16:30 (Web会議)

5月19日(火)

13:30～16:30 (Web会議)

(配布資料)

第4回議事概要

資料1: 令和2・3年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

資料2: BCP (緊急時企業存続計画または事業継続計画) について

資料3: 各WGにおけるアンケートの実施について

資料4: 今後の建築士事務所全国大会の日事連の運営費負担等について

資料5: 財政検討について

■第32回 構造技術専門委員会議事概要

日時 令和元年9月13日(金) 14:00～16:30

会場 日事連会議室

出席者 委員長 西 邦弘
委員 仲山雅一、佐藤博昭、山浦晋弘、喜々津仁密

事務局 千浜、岡本、吉田

欠席者 副委員長 鈴木正英

委員 木戸聡

【配付資料】

第31回 構造技術専門委員会議事概要(案)

資料1-1	建築物の構造関係技術基準解説書(黄色本) 2020年版の発行について(案)
資料1-2	建築物の構造関係技術基準解説書編集委員会委員名簿(案)
資料1-3	黄色本改定項目(案)一覧
資料1-4	木造関係の黄色本改定項目について
資料1-5	建築物の構造関係技術基準解説書編集委員会事務局の天沼様に送った提案書
資料2	木造住宅の設計留意点
資料3-1	国土交通省 青木氏とのやり取り
資料3-2	佐藤委員意見資料
資料3-3	山浦委員意見資料
資料4	建築構造設計指針2019講習会 パワーポイント抜粋資料
参考資料1	木造住宅の設計留意点 前回資料との合成資料
参考資料2	山浦委員「建築構造用語辞典Ⅱ」を発刊 新聞掲載ページ
参考資料3	建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令・告示の改正案について(概要)
追加資料	喜々津委員意見資料

議 事

議題1. 建築物の構造関係技術基準解説書の改定について

- 資料1-1～1-4により、建築物の構造関係技術基準解説書の改定について、事務局より説明がなされた。主な内容は以下の通り。
- ・編集委員として、日事連より西委員長が出席。
 - ・前回の2015年版発行より5年が経過したことを受けて、運営委員会により検討した結果、2020年版の発行の準備を進めることが合意され、7月31日に第1回編集委員会が開催された。
 - ・「追補版の内容及び2019年末までの基準改正等の反映」、「公開済みのQ&Aの重要事項の反映」、「関係機関・編集委員からの提案・要請されたその他の修正事項の反映」等を行う。
 - ・2019年中に執筆作業を行い、2020年1月に国総研・建研

の監修作業、国交省の内容確認作業、編集委員会委員への意見照会等を開始。2020年4月以降に発行予定。

- ・木造関係の黄色本改定項目としては、「CLT関係の基準強度の追加」、「熊本地震を受けた木造STGの成果の反映」、「燃えしろ計算に関する法令等改正対応」、「製材の基準強度に関する寸法効果係数」、「告示改正等への対応」、「黄色本Q&Aの掲載」が挙げられている。

○資料1-5により、建築物の構造関係技術基準解説書編集委員会事務局の天沼氏に送った提案書について、西委員長より説明がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・建築物の構造関係技術基準解説書編集委員会にて、新しい基準を取り入れる際、実務的に不利になる可能性があるものには事前にご教授いただきたい旨、意見を出した。
- ・当日は資料を詳細に確認する時間が確保できなかったことから、委員会終了後の意見については、8月末までに提出するようにと案内があったため、西委員長より委員として、「CLT工法による木造の建物は高価になってしまうイメージがあるが、部分的な使用で使用軒数が増せば、価格の低廉が期待できる。そのため、混構造として、部分的な使用方法を教えていただきたい」との意見を提出した。その後意見に対し、委員会にて提案書の意見があった旨を伝えるとの回答があった。

議題2. 構造技術についての基本知識の情報提供について

○資料2、資料3-1～3-3、追加資料により、構造技術についての基本知識の情報提供の協議状況について、西委員長より説明がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・主旨原稿を鈴木副委員長及び仲山委員からの意見を基に修正。
- ・本編作成資料に、文体の異なる案を作成した。佐藤委員との協議の結果、ですます調で統一することとなった。
- ・資料3-1のように、国交省青木氏より原稿に対する意見を頂いた。
- ・メインタイトルを「意匠設計者のための木造住宅のプランと壁量計算の関係」から「より良い設計のためのポイント」へ変更した。
- ・資料3-2のように、見出しを「1. プランに吹抜けのある場合」、「2. 2階の外壁の耐力壁等が丘立ち構造となる場合」、「3.

天窓・高窓がある場合」へ変更を行ったため、投稿主旨原稿においても前半掲載内容解説部分の見出しの修正が必要。

○参考資料1を基に、記事全体の内容について、協議が行われた。

主な協議内容は以下の通り。

- ・喜々津委員からの意見のように、本来の法令内容に関する注意書きも必要。
- ・構造耐力が確保されていることが確認できる確認申請図書の15年間の保存が義務化となった旨の記載も必要。
- ・投稿主旨原稿に壁量計算だけでなく水平面剛性確保も必要であることの注意喚起も必要ではないか。
- ・青木氏より、『サブタイトル内の「4号特例建築物」でなく「小規模木造建築物」としてはどうか』との意見もあった。
→図書保存義務に関する基準改正があったことから、「4号特例建築物」とした方がよいのではないか。
- ・メインタイトルは、記事内容を明確にするためにも、「意匠設計者のための木造住宅のプランと壁量計算の関係」としておいた方がよいのではないか。
→伝わりにくいため「意匠設計者のための構造計画のポイント」としてはいかがか。
→意匠設計者が読むように「おちいりやすい住宅プランニングの落とし穴」としてはいかがか。
→メインタイトルを「四号建築物の構造上の留意点」、サブタイトルを「おちいりやすい住宅プランニングの落とし穴」とする。
- ・後半掲載内容解説部分の一ボツは「吹抜けのあるプランの解決案」へ変更。追記内容は削除。
- ・投稿主旨原稿の前半と後半記載内容解説部分の前に、2ページ目の「4号建築物とは」の内容を移動。
- ・「4号建築物とは」の※3の「10. 火打ち材等の設置」にも下線が必要。また、「床以外の吹抜け部分にも適用される」など、国の考え方についても記載が必要。
→実態として、どこまでが確認対象なのか不明確。
→建設省告示第1899号と建築基準法施行令第46条の該当条文を基に原稿を作成し、考え方に相違ないか国土交通省に確認が必要。

・「4号建築物とは」の下線を引いた内容の記事内容の関係性についての解説も必要。

・前半の見出し記載部分は佐藤委員作成の本文内容とし、後半の説明については次回内容の説明文へ修正。

・「4号建築物とは」※3の後の「ここから」以降の内容については、あとがき以外は参考情報のため削除。

○資料3-2の内容を基に、本文内容に関する協議が行われた。主な内容は以下の通り。

・2ページ目の佐藤委員修正内容の中の「構造計算など」とは、何を指しているのか。

→許容応力度計算を指す。「許容応力度計算」に修正する。

・4ページ目第2段落を「たとえば、下図のプランのように耐力壁が一方のAゾーンに偏る場合は、Bゾーンの地震力がBゾーンの耐力壁だけで負担できなくなります。「ブリッジ」で分かれたAゾーンとBゾーンの地震力の揺れがバラバラの動きとなってしまいます。」に修正。

・6ページ目6行目について、「BゾーンはBゾーン全体として、Bゾーン四分割法を建物全体の壁量計算と併せて満足させる必要があります。」等に変更が必要。

・8ページ目の図について、梁の表現が必要。また、下屋部分に吹き抜けの場合などに天井が張れないことを示すために、下屋部分を出しして、平面や断面、天井の画が必要。

・8ページ目の図にある、下屋部分の力の伝達に関する説明文に水平面剛性に関する記載が必要。

・9ページ目の図は、1階部分の説明のため、平屋へ修正。

議題3. その他

○資料4により、建築構造設計指針2019講習会 パワーポイント抜粋資料について、仲山委員より説明がなされた。主な内容は以下の通り。

・東京会で発行している「建築構造設計指針」について、2019年度版を発行し、講習会を開催した。

・密集市街地の建物に必要な耐震性能や、被害ランクの解説など、東京都の基準に対応した解説書となっている。

・単位会にも「建築構造設計指針」を、単位会発行の会誌にも掲載

頂きたい旨、メール等で広報してほしい。

○意見内容

- ・東京都の基準よりも厳しい内容はあるのか。
→一部お願い事項として掲載している。参考書として活用してほしい。
- ・条例にも無い内容も、東京都は指導しているのか。
→お願い事項として、お願いしている。

○参考資料2により、建築構造用語辞典Ⅱ発刊新聞掲載ページについて、日本建築構造技術者協会関西支部15年前に発刊した「建築構造用語辞典」の続編となる「建築構造用語辞典Ⅱ」を発刊した旨、山浦委員より説明がなされた。

○意見内容

- ・第1編で載っていない内容が第2編で掲載されているという理解でよいか。
→よい。追加事項を解説している。

○参考資料3により、建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令・告示の改正案(概要)について、事務居より説明がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・建築士事務所に保存する図書の見直し関係について、建築物に係る設計図書及び工事監理報告書については、全ての建築物について見直しを行う。特に、第20条第1項第4号に掲げる建築物の設計である場合、構造計算書に代わり国土交通大臣が定める規定に適合できる図書等の保存が必要となる。
- ・「日事連にて、パンフレットなどを作成し、周知・広報を行った方がよいのではないか」という意見も出ている。
- ・前半のサブタイトルは「四号建築物の構造上の留意点」とする。

今後のスケジュール

・会誌編集スケジュール

- ①本日の委員会内容の修正 9/20
- ②各委員での修正点確認 9/20～9/30
- ③修正点等調整 10/1～
- ④原稿確定 10/15
- ⑤初校・再校作成 確認期限は岡本事務局委員にて指

定

⑥会誌12月号掲載 (11月下旬発行)

・第33回構造技術専門委員会

12月12日 14:00～16:30 (日事連会議室)

■第48回 建賠保険等調査専門委員会 議事概要

日 時 令和元年8月22日(木)

13:30～15:30

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 白井 勇

委員 加藤義道、鳴海義一、古谷雄一

オブザーバー 辻 哲朗、中川孝昭

(日事連サービス)

野口紘一、高橋将文、長谷尚人

(東京海上日動)

欠席者 副委員長 栗田政明、委員 鳴海義一

オブザーバー 伊藤剛(日事連サービス)

事務局 居谷専務理事、前田、千浜、岡本

<配付資料>

- ・第47回建賠保険等調査専門委員会議事概要
- ・資料1-1 建賠保険の加入状況について
- ・資料1-2 インспекション賠償責任保険加入状況について
- ・資料2 建賠保険の支払事例について
- ・資料3 第6回 日事連・建築士事務所賠償責任保険事故審査会 概要
- ・資料4 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 建賠保険2020改定に向けて
- ・資料5-1 建賠保険加入促進に関する取り組みについて
- ・資料5-2 日事連会誌建賠掲載内容参考資料
- ・資料5-3 2019年度建賠保険・所得補償保険 簡易パンフレット送付先一覧
- ・資料5-4 建賠保険WEB

<議 事>

議題1. 建賠保険の加入状況について

○資料1-1～1-2により、日事連サービス・辻氏から平成31年4月～令和元年7月末の建賠保険の加入状況、インスペクション賠償責任保険の加入状況について報告がなされた。主な内容は以下の通り。

【加入数について】

・建賠保険の7月末の会員加入者は4,232件であった。5月末に引き落としができない、継続しない事務所等が反映され、加入数が減っているが、その後6月に19件、7月に17件が増えている状況である。加入率については29%であり大筋では変わらない。

非会員が減少している月は非会員が会員に移行している場合が多い。チラシなどの効果もあり、会員の新規加入が増えている。

インスペクション賠償責任保険については、7月末で29件の加入であり、講習会でパンフレット配布するなど地道に活動していく中で増やしていくようにしたい。

○和歌山の加入率が85%で高すぎるのではないかと指摘があり、データの間違いの可能性があるので再確認する旨、回答された。

議題2. 建賠保険の支払事例について

○資料2により、東京海上日動・野口氏から令和元年5月～7月末の支払い事例9件について、報告がなされた。概要は以下の通り。

No. 1384・プラントの設計において変電所からの距離が長いための電力供給不可。

No. 1223・バルコニーと屋上防水下地材の腐食事故。

No. 1314・設計ミスによる法令基準未達(下水道条例)。

No. 983・外壁タイルの剥離・剥落事故。

No. 1534・木製テラスの劣化・腐食。

No. 1465・建築設備の機能不発揮事故(給水配管、送水口、照明等)

No. 1515・落雪・落氷による外壁の変形及び腰壁のひび割れ。

No. 1260・換気口から室内に雨水が流入。

No. 1521・天井裏の結露事故。

○以下、質疑応答内容

【No. 1384】

・前回委員会時に報告したのと同じ事故。前は元請、今回は下請である。

・1つの事故について元請、下請それぞれに支払ったのか。

→それぞれに賠償責任がある。

【No. 1223】

・外形的かつ物理的な滅失・破損は何か。

→バルコニーと屋上防水下地材が腐食してしまった。

・元請以外にはどんな設計者がかかわったか。施工者の責任は？

→かなりの部分を下請に出していた。施工者は責任なしとした。

・下請が他会の保険に入っていた。

・保険会社同士での話し合いは行わないのか。

→特に行わない。

【No. 1314】

・設備の事故ではなかったのか。

→そこまでの不具合はなかったので法令基準未達で対応した。

【No. 1534】

・竣工からどれくらいたっているのか。

→6年くらいたっている。

・竣工年も書いておいてほしい。

議題3. 第6回 日事連・建築士事務所賠償責任保険事故審査会 概要

○資料3により東京海上日動・野口氏より6月20日に開催された事故審査委員会での意見交換の概要が説明された。主な内容は以下の通り。

・案件はビジネスホテルにおける設備機能の不発揮事故。是正工事費用とそれに伴う逸失利益の損害賠償を求められたもの。

・補給水配管の口径不足による客室への給湯量不足、源泉補給配管の送水能力不足については設計者の責任とした。

・意見交換の結果、被保険者と外注先の設備事務所の双方に責任があるとして、被保険者の責任は5割～7割が妥当な範囲

ではないかという結論となった。

議題4. 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 建賠保険 2020改定に向けて

○資料4により、建賠保険2020改定に向けての方針が、東京海上日動・長谷氏から説明された。主な内容は以下の通り。

・廃業への対応

①現行の被保険者の範囲を修正。所属建築士も対象に含める。

②廃業後10年間の補償。

③廃業していない事務所に所属中の建築士個人を被保険者として追加。

④保険料は従来の建賠保険料に包含。

⑤廃業の○か月前までの加入などの条件をどのようにするかを検討。

・建築設備機能担保特約条項の対象範囲拡大の検討

対象を拡大した場合の事故関係の資料が十分でないため見送り。

○以下、質疑応答内容

・現行の廃業特約の保険料はいくらなのか。

→2年分の保険料で廃業後5年間補償する。

・条件として10年間の無事故は無くしたほうがいい。非会員が会員に移る場合もある。

・建築士はどのように確認するのか。

→支払時に確認する。業務報告書の所属建築士などで確認する。

・事故を起こした当時の担当建築士ということになるか。

・廃業の1年前あるいは3年前までに建賠に入っていることが条件としてはどうか。あまり期間が短いと廃業が決まってから建賠に加入する場合もあるかもしれない。

○改正スケジュール

9月・業務・技術委員会、11月・総務・財務委員会、11月・常任理事会等を経て来年度より補償を開始する予定。

議題5. 建賠保険の加入促進を図るPR方法について

○資料5-1~5-4により建賠保険加入促進に関する取り組み

について、日事連サービス社氏より説明された。主な内容は以下の通り。

・資料5-1は建賠の加入促進に関する取り組みをまとめたもの。現在では管理研修会での説明実施、HPでの広報、事故事例集の作成とHPへの掲載、会誌への記事掲載などがあり、今年度は簡易パンフレットの作成、単位会支部単位での説明会の開催、日事連サービスHPのリニューアル、単位会HPからのリンク徹底等を予定している。

○1枚で全体がわかるような資料があれば活用しやすい等の意見が出された。

○今後の委員会開催日程について

【次回委員会】11月21日(木) 13:00~15:00

■会誌編集専門委員会議事概要

日時 令和元年9月19日(木) 14:00~16:00

場所 日事連会議室

出席者 委員長 小泉厚

委員 宇塚幸生、鈴鹿美穂、須田正美

広報・渉外委員長 南孝雄

オブザーバー (株)ジェイクリエイト - 城市奈那

事務局 前田、三浦、安藤

欠席者 副委員長 丸川眞太郎

委員 渋谷美樹、三谷滋伸

<配布資料>

資料1:10月号台割

資料2-1:11月号 台割・タイル会員寄稿仮レイアウト

資料2-2:12月号 台割

資料2-3:1月号 台割・『今年の抱負』寄稿依頼文

資料3:新特集・新連載提案等(宇塚委員、ジェイクリエイト)

参考:令和元年・平成30年度 年間台割表

議事

1. 前回委員会以降発行の会誌(8・9月号)の掲載内容について

での意見交換

< 8月号 >

○特集について

- ・木製の装飾でページ割りをまとめた方が、見やすかったのではないかと。
- ・今回取り上げた装飾について単体で特集を組み、より深く掘り下げても良いのではないかと。

○その他連載記事等について

- ・「訪ねてみたい街ガイド」は、ガイドブックに載っていないような福島県内の見どころがわかり、全国大会で訪れる際の参考になった。
- ・「建築士事務所の災害対策」は、BCPの説明があった方が良かったのではないかと。データのバックアップなどのサービスがあると、会員増強に繋がるのではないかと。
- ・「日事連フォーラム」は、若い会員から寄稿してもらえたのが良かった。

< 9月号 >

○特集について

- ・「祈りの空間と光」では、背景色の黒が写真の雰囲気と合っており良かった。

○その他連載記事等について

- ・BIMの連載は内容が難しくなかなか頭に入ってこないのと、もう少し噛み砕いてわかりやすく書いて欲しい。
- ・「建築士事務所の災害対策」で掲載されていた『命のパスポート』が参考になったので、各都道府県のものを集めて紹介してはどうか。

< その他意見 >

- ・8月号より本文の用紙を一段薄いものにグレードダウンしたが、特に気にならなかった。

2. 10月号の編集報告

ジェイクリエイトおよび事務局から、10月号の編集報告について以下のとおり説明がなされ、確認した。(資料1)

- ・特集は「令和元年度日事連建築賞」
受賞作品18作品を紹介するほか、単位会主催の建築賞・

コンクールを掲載する。

- ・表紙は国土交通大臣賞を受賞した「北見市立留辺蘂小学校」
- ・連載として、福島会会員による「建築士の休日」、静岡会会員による「省エネレポート」、「青年話創会レポート」にて京都会・広島会の活動報告および大阪会会員の執筆による『大坂の陣』の報告等を掲載するほか、「苦情解決事例紹介」のレイアウトをリニューアルして掲載する。

3. 11月号～1月号の特集企画の確認、検討

ジェイクリエイトおよび事務局から説明がなされ、協議した。(資料2)

○11月号

◇特集は「タイルのきらめき」

タイルの歴史を解説するほかタイルメーカーの制作過程などを紹介する。また、前回委員会で意見があったタイル建築の写真については、協議の結果、会員から提供された29枚の画像のうち18枚を選び、見開き2ページで掲載することとした。

◇連載として、「令和元年度日事連建築賞受賞事務所訪問」がスタートし、第1回目は国土交通大臣賞を受賞した道日建・エヌ・ケー特定委託業務共同企業体（北見市立留辺蘂小学校）を掲載するほか、広報・渉外委員でもある千葉会会員による「建築士の休日」、鳥取会会員による「景観・まちづくり地域探訪」、南広報・渉外委員長による「建築士事務所の災害対策」、BIM、省エネレポート、建築士事務所の技術者人件費等を掲載予定。

○12月号

◇特集は「第43回建築士事務所全国大会（福島大会）」

第43回建築士事務所全国大会および青年話創会について報告する。大会概要・プログラム、座談会（第1部・第2部）、大会式典・挨拶・表彰などを掲載するほか、「日事連フォーラム」にて全国大会の運営に携わった福島会会員による執筆記事を掲載予定。前回委員会で意見のあったエキスカージョンの報告については、福島会に執筆を打診

中。

<意見等>

- ・座談会は、建築関係の話ではなく福島復興がメインになると推測できる。2部構成になっているが出演者が重複しているため、内容も重複する可能性が考えられるが、ページ割りをどのようにするか。
⇒座談会のページ数を減らして、エキスカージョンのページ数を増やしてはどうか。

◇連載として、「令和元年度日事連建築賞受賞事務所訪問」では日事連会長賞を受賞した松山建築設計室（父母の家）、埼玉会会員による「建築士の休日」、構造技術専門委員会による「意匠設計者のための在来木材住宅のプランに影響を及ぼす壁量計算と壁配置のバランスのポイント（前編）」等を掲載予定。

○1月号

◇特集1は「近代建築の世界遺産」

国立西洋美術館が世界遺産に登録されるまでの舞台裏の話や、兵庫会会員の執筆によるヨドコウ迎賓館の保存活用の歩みを掲載するほか、遠藤新などの作品をコラム形式で紹介し、近代建築の世界遺産をマップ形式で掲載する。

<意見等>

- ・国立西洋美術館が世界遺産に登録されるまでの話は有名で、すでに知っている会員も多いと思われるため、他の切り口から取り上げたほうが良いのではないかと。
⇒会誌の特集では取り上げていないため、すでに知っている会員もいるとは思いますが、取り上げて良いのではないかと。
登録から現在までの話や未来の話も盛り込んでどうか。

◇特集2は「今年の抱負」

初めての試みとして、4つのテーマの中から会員が選び「今年の抱負」について寄稿してもらおう。

⇒協議の結果、執筆対象者は「青年部会またはそれに準ずる部会に所属する会員等」とし、青年部会が無い単位会も含めて全単位会に向けて寄稿依頼をすることとした。

◇連載として、「令和元年度日事連建築賞受賞事務所訪

問」、「建築士の休日」、災害対策5回目、BIM5回目、省エネレポート、BIMと情報環境ワーキンググループで実施したBIMのアンケート結果等について掲載予定。

4. 連載・特集記事について

宇塚委員およびジェイクリエイトから説明がなされ、協議した。（資料3）

○もう一度学びたい建築史（宇塚委員）

専門家による建築史の概論、歴史的建造物の移設・再建例および国内外の歴史的建造物を会員寄稿により紹介する。

<意見等>

- ・1号で終わらせるのではなく、連載でも良いのではないかと。
- ・「これだけは覚えておきたい建築用語」と題して、会員が街ガイドなどで一般の人に説明する際に役立つような豆知識をまとめても面白いのではないかと。

○プラスチック問題が生む新たな展開（ジェイクリエイト）
海洋プラスチックごみ問題をめぐる世界の動き、新素材の紹介、廃プラスチック類の排出実態とリサイクルの現状などについて紹介する。

<意見等>

- ・建築材料のリサイクル状況について知りたい。
協議の結果、2月号で西洋建築史、3月号で日本建築史、4月号でプラスチック問題を取り上げることとし、内容については次回委員会にて再度検討することとした。

・次回日程 11月19日（火）

14:00～16:00（Web会議）

■第31回 基本問題検討特別委員会 議事概要

日時 令和元年8月22日（木）10:30～12:30

会場 日事連会議室

出席者 委員長：佐々木宏幸

委員：堂田重明、伊藤光洋、児玉耕二、戸田和孝、白井 勇、宮原浩輔、鈴木勇人、八島英孝、

居谷 献弥

事務局 前田、千浜、吉田

<配付資料>

第30回基本問題検討特別委員会議事概要

- 資料1 令和元年度公共建築設計懇談会の進め方について
- 資料2 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について
- 資料3 建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令・告示の改正案について
- 資料4 建築BIMの将来像と工程表（たたき台）
- 資料5 業務報酬基準WGの再開について
- 資料6 今後の契約約款等の詳細検討体制について（案）
- 資料7 共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会 中間とりまとめ（案）概要
- 資料8 規制改革推進に関する第5次答申（令和元年6月6日）抜粋

[議 事]

1. 公共建築設計懇談会について

○居谷委員より資料1により公共建築設計懇談会意見交換会での検討状況が説明された。主な内容は以下の通り。

- ・今年度の意見交換テーマは、働き方改革である。具体的な検討課題としては、適正な業務発注・依頼、適正な設計工期の設定、履行期限の平準化、社会保険への加入などが挙げられる。
 - ・工事では社会保険への加入が入札の条件とされているが、設計や土木では条件になっていないなどの問題がある。
- 次のような意見交換を行った。
- ・働き方改革については建築士事務所の業務環境改善WGで議論している。近くアンケートをとる予定である。
 - ・単位会では地方整備局や地方自治体とのやりとりとなる。手戻りが一番の問題。基本設計からやり直しなどのこともある。
 - ・懇談会での成果が地方自治体にどのように反映されるか。最低制限価格の設定などは国交省では行われているが地方自治体では

ばらばらである。

- ・事務所協会の会員の立場から考えると地方自治体の状況が重要。
- ・国交省と三会で働き方改革について何を行っていったらいいか。
- ・営繕と団体とのやりとりを通して営繕の考え方を考えることはできる。ルールを決めて地方公共団体がそれを見習うことで変えていくことはできる。「建築設計委託の進め方」などは営繕主管課長会議で作成した形となっている。
- ・何を題材に議論を進めていけばよいか。
- ・ある程度制度化につながることを議論したほうがいい。適正な設計期間、履行期限の平準化、社会保険や建賠保険の加入を入札の条件とすることなど。
- ・適正な業務発注・依頼、適正な設計工期の設定、履行期限の平準化の3つは議論しやすい。
- ・設計工期を問題にしようとするとう建物の規模等もかかわってくる。
- ・現在、会員へのアンケートを準備している。アンケートでこのようなテーマにつながる聞き方を工夫したい。
- ・地方自治体では基本設計と実施設計を分ける。実施設計をやるときに基本設計がやり直しになる。
- ・設計期間は働き方改革で大きな問題となるがそれについて調査することは公共懇の場ではないのでは。
- ・こういった問題はCMと絡まないか。設計者の立場に立って調整してくれるのではないか。適正な設計期間の設定はCMが関わるべき。発注者と設計者だけではうまくいかない。
- ・CMの業務のなかに設計期間を定めるということはある。
- ・社会保険についてはどうか。社員を持つところはすべからず社会保険に加入すべきではないか。
- ・国交省と仕事をするような事務所は社会保険には加入していると思われるが、外注先はどうか。施工では下請でも加入は求められるのか。
- ・下請でも求められる。
- ・少人数の事務所では社会保険に加入したら事務所がもたないというところもあるかもしれないが、若手のことを考えるとそういうことはきちんとやっていかないといいない。協会としては一歩踏

み込んでほしい。

- ・社会保険については微妙な部分もあるのでアンケート結果を待ちたい。
- ・社会保険についてはアンケート項目に入っていなかったのでアンケートに加える。

2. 品確法の基本方針改正について

○資料2により居谷委員より品確法の改正に伴う発注関係事務の運用に関する指針の改正案について説明された。主な内容は以下の通り。

- ・品確法が災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組などの視点から改正され、それに伴って法改正の理念を現場で実現するために発注者共通の運用指針を改正することとなった。
- ・品確法の改正については、新たに調査・設計の品質確保として設計も対象として明記された。
- ・土木の場合を念頭におかれている記述が多いので建築設計の場合を追記してもらうような意見を提出したいと考えている。

○次のような意見交換を行った。

- ・競争参加者の設定方法の選択の項目で、参加者を設定するのになぜ一般競争入札なのか。工事の場合の引き写しか。
- ・なぜかわからないので意見として提出することにする。
- ・全体に建築設計への配慮が全くない。

3. 建築士法改正に伴う関係省令・告示の改正案について

○資料3により事務局より建築士法改正に伴う関係省令・告示の改正案について、説明された。建築士試験に係る手続き、建築士資格に係る実務経験の見直しなどのほか、建築士事務所に保存する図書の見直しについても改正されることが説明された。

4. 建築BIM推進会議での検討状況について

○資料4により居谷委員より建築BIM推進会議での検討状況が説明された。主な内容は以下の通り。

- ・建築BIMの目指す将来像と全体像を示し、個別の検討事項についてはその概ねの実現プロセスを示している。
p. 4～6では全体像と実現プロセスを委員の意見をもとにまとめ、
p. 10では建築業界に必要な取り組みを7つの分野で挙げ、p. 12

～18では個々の課題について全体像の中で整理している。

○次のような意見交換を行った。

- ・7つの取り組みで動き出しているものはあるか。
- ・動き出しているものもある。
- ・いつまでにどのようなことをするかはまだか。
→ まだ決まっていない。
- ・業務報酬基準のあり方や著作権のことなどは設計団体として取り組んでいかなくてはいけない。人材育成としてBIMマネージャーなども議論していくべきこと。

5. 業務報酬基準の見直しに向けた取組について

○資料5により居谷委員より業務報酬基準告示98号について、業務報酬基準WGの委員を拡充し、告示の問題点、課題の把握、告示運用にあたっての対応、情報収集、見直しに向けて業務実績データの収集などを検討していくことが説明された。

○次のような意見交換を行った。

- ・業務報酬基準WGは各ブロックから補強した。全ブロックから委員が参加しているのでWGの中で今後の対応等を検討していきたい。
- ・15号をつくったときには3年ごとくらいに見直しをとということであったが10年たつての見直しとなった。10年の間には業務量は変動していく。
- ・国交省ではいつ改定するかを決めていないので団体として働きかけていかないといけないか。
- ・今回のまずかったところはなぜまずかったのかを検証しないとまた同じことをしてしまう。
- ・各自治体の対応状況はどうかか。
- ・98号だと厳しいので今のところは15号でやっている。
- ・今のところは15号だが、来年どうなるかわからない。
- ・JAAF-MSTは人数が多い事務所ではネットワーク版がないと利用がきびしい。

6. CM方式検討会の検討状況について

○資料6により居谷委員よりCM検討会の状況について説明された。主な内容は以下の通り。

- ・昨年度の検討を踏まえ、今年度は契約約款、共通仕様書、役割分

担表（例）の詳細検討を行う。

・土木・建築を個別に深掘りするための分科会を設置して検討する。

○次のような意見交換を行った。

・畑違いのところCM業務に入ってくるとお客さん寄りの立場をとって設計者、施工者が苦しみ場合もある。CMが普及していくことでトラブルになる可能性もある。

・建築士事務所系のCMとそうでないところとは差がある。制度的な枠組の中で収めることは難しいかもしれない。士会では一級建築士の独占業務的なこだわりがある。

・現在では自治体の発注者支援が業務としては一番大きい。

7. 共同住宅の建築時の品質管理のあり方について

○資料7により居谷委員より共同住宅の品質のあり方に関する検討会の中間とりまとめについて説明された。主な内容は以下の通り。

・外部有識者検討会の提言としては、以下の6つ。特定行政庁間の違反情報の共有、工事監理ガイドラインの追補、大手賃貸共同住宅事業者が対応すべき品質管理の高度化指針の策定、工事監理者通報窓口の設置、中間検査・完了検査の強化、型式部材等製造者認証の審査の強化。

・工事監理ガイドラインの追補については、「賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン」を策定し、賃貸共同住宅の工事監理の適正化を図ることとし、工事監理者通報窓口の設置は、工事監理を担う建築士が資格者としての責任を履行できるよう、相談できる窓口を設置するというもの。

8. その他

○資料8により居谷委員より畜舎建築にあたり畜舎等を建築基準法の適用対象から除外し、畜舎のみに適用される新たな特別法を措置する検討委員会の設置が農水省により検討されている旨、説明された。畜舎を基準法から除外するという点については、団体として受け入れていかどうか懸念されるため、検討委員会への参加を保留している旨が説明され、委員よりも基準法から除外することはまずいのではないかと意見が出された。

○次回委員会の開催

11月27日（水）10：30～12：30

■第4回法制度対応特別委員会議事概要

(Web会議)

日時 令和元年8月29日（火）10：00～12：00

場所 日事連会議室

（児玉委員長、白井委員、宮原委員、黒木委員、佐々木会長、事務局）

所属単位会事務局（栗原委員）

出席者 委員長 児玉耕二

委員 栗原信幸、白井勇、宮原浩輔、黒木正郎

特別出席 佐々木宏幸会長

事務局 居谷、前田、伊東、永井

欠席者 委員 西川英治、戸田和孝

議事

委員長より、議題1から5については報告事項とし、議題6については前回から引き続き、今回もディスカッションを行いたいとの説明があった。

(1) 環境関連法制度のその後について

事務局より、資料1によって次の説明がなされた。

・社整審環境部会の小委員会において、建築物エネルギー消費性能基準等に係る省令・告示案について検討が行われる。

・件数の多い小規模の下限と増改築の範囲については、政令もしくは運用通達で決める予定である。

・小規模建築物の説明義務化に向けて、建築士等への周知を徹底しなければならない。非会員の建築士事務所を含めてどのように周知していくか、今後検討する必要がある。

・説明義務制度に関わる業務報酬の見直しについては、住宅生産課と建築指導課で検討するとの説明が国交省よりなされた。

(2) CM方式検討会のその後について

事務局より、資料2によって次の説明がなされた。

- ・ガイドライン（案）は昨年度時点でのアウトプットとしてまとめられたものであり、これを踏まえて今年度の検討がなされていく予定である。
- ・建築と土木を分けて分科会が設けられ、検討会のオブザーバーとして戸田副会長が出席したが、今後、分科会のメンバーを選出する必要がある。次回の検討会は9月25日に、分科会は10月か11月に開催される予定である。建築の分科会には古阪先生が主査として出席され、大森先生はどちらにも適宜出席する予定とされている。
- ・CMの必要資格や発注者支援の役割について、団体として継続した議論をしていきたい。

委員等より、以下の発言がなされた。

- ・CMは勉強していなければ一級建築士が行うのは難しい。
- ・発注形態によって変わるため、発注者と受注者の役割分担は選択性のガイドラインになりかねない。
- ・CM付帯業務を行った経験からすると、一級建築士だけでCM業務を行うのは難しい。多様な発注方式の中からどの方式が適切かを助言して、発注者に決めてもらうが、設計と同時並行で進めるため、設計者とは別にCM役を担う者が設けられた。公共施設の場合、設計と条件を決め、発注者に助言する。これまで建築士事務所がやっていた業務が切り取られてCM業者が行うことになるため、建築士事務所にプラスの面がなくならないようにすべきである。
- ・CMの報酬を決めるのは非常に難しい。
- ・多様な発注方式の中から適切な発注方式を決めるのは難しい。工事期間中にCMが何をするのか定まっていないのではないか。
- ・CMの報酬を確保するために設計者の報酬を削るようなことはやめてほしい。
- ・自治体の場合、発注者側がやるべきことが認識されていない。基本設計の一部をCMに任せたことになるため、設計者の仕事が減ったと捉えられるのではないか。
- ・建築士事務所とCM業界との話し合いが必要であろう。

- ・CMの有力な業者の中には、建築とは全く関係ない業種から参入した業者もいる。
- ・分科会のメンバーを増やして対応した方がよいであろう。
- ・分科会の委員は、黒木委員にお願いしてはどうか。
- ・時代の変化の中で発注方式も多様化し、これまで設計者が行っていたことを処理するためにCMが必要とされるようになってきた。受注者側の報酬が多くなることは当然である。
- ・分科会の委員選出については、9月2日の三会打合せの際に検討する。

(3) 設計監理の業務範囲と責任について（レオパレス・大和ハウス問題に関連して）

事務局より、資料3によって次の説明がなされた。

- ・検討会の提言を受けて、国交省がガイドライン等を作成し、通知することとなる。
- ・工事監理者通報窓口は、建築士会に設けられる予定である。

委員等より、以下の発言がなされた。

- ・不正事案に係る事業者への対応として、建築士法上の処分等を含めた厳格な対応を行うべきとあるが、建築士事務所の登録が取り消されるのか。
- まずは工事監理を行った建築士に対する処分が考えられる。処分に対する具体的議論はまだなされていない。
- ・設計から工事監理、建設までのどこの段階で誰が責任をとるのか議論が必要である。
- ・設計、工事監理も関連会社で行っていると第三者的視点が無くなってしまう。
- ・業務範囲の中身については法律違反にならないよう改善されるであろうが、このような提言では改善されないのではないか。
- ・質の低下により圧迫された建築士が処分されるということでは納得できないのではないか。日事連としてその問題への提言を出しても良い。
- ・今回の事案に関しては、地方の建築士事務所の仕事とし

ではそぐわないので、日事連として提言する項目かどうかは疑問がある。

- ・仕様書のとおり施工されていなかったときに問題となる。
- ・共通企画策定段階に、ダブルチェックをしたにも関わらず見逃してしまった場合、責任の所在はどうなるのかという問題もある。

(4) 建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令・告示の改正案について

事務局より、資料4によって次の説明がなされた。

- ・パブリックコメントが終了し、この内容で施行される予定である。

委員等より、以下の発言がなされた。

- ・図書保存については十分な理解が必要なため、テキストかパンフレット等で周知する必要がある。

(5) 公共工事の品質確保の促進に関する法律第22条に規定する「発注関係事務の運用に関する指針」に係る意見等の提出について

事務局より、資料5によって次の説明がなされた。

- ・法律に基づいて作成される運用指針(案)については、関係業界団体や地方公共団体、各単位会にも意見照会されている。各単位会には日事連あてに情報提供するよう依頼している。9月中旬を目処に修正案を提出する。
- ・基本問題検討特別委員会の委員に意見を聞いており、それを基に日事連としての意見を提出する予定である。

(6) 業法に向けた課題について

委員長より、これまでの検討内容を踏まえると、業法にこだわらず、建築士法での実現でもよいとの意見に沿い、残っている課題である「開設者の責務」と「強制加入(当然加入)」について検討を深めていきたいとの発言がなされた。

委員等より、以下の発言がなされた。

- ・強制加入については基本法により制定するしか方法がなく、不可能に近い。
- ・基本法の検討は国交省で停滞している状況である。

- ・開設者の責務については今後の士法改正で実現できるのではないかと。
- ・国交省は開設者の責務に対して消極的である。
- ・一般的には規制緩和の流れにあり、業としては誰でもできる。
- ・一定間隔での更新講習が必要である。
- ・開設者について、誰にでもできるというのは問題があるのではないかと。管理建築士と共に研修を受ける等、5年に一回程度の研修を受ける等の必要性はないだろうか。開設者の責務は重いので、定期的な講習を行っても良いと思う。
- ・法的でなくても事務所協会としてやってもよいのではないかと。
- ・建築士事務所の管理研修会(5年)は知事指定まではこぎつけたが、義務化できていない。
- ・法改正もあるので3年に一回程度の講習が適当ではないかと。
- ・先般の士法改正の際、建築士全体に法定講習を義務付けるということで5年に一回にしようという要望を三会で出した。
- ・丸一日の講習は負担が大きいこと、最新の情報としては半日程度でよいと思われること等からも、講習の内容を吟味する必要がある。
- ・三会での調整・統一が不可欠である。
- ・建築士試験に合格しても建築士登録しない者が出てくる可能性もあり、多様化していくと思われる。
- ・資格者全員を対象とするのは今の時点ではハードルが高い。
- ・ハウスメーカーでは支店の長が開設者となっており、法人の長では講習の対象者として適当でない場合もある。
- ・教員法は、教員免許の期限を定めるように改正された。
- ・薬剤師資格の取扱いと似ている面があると思われる。
- ・他の免許業種についても実態を把握したいので、事務局に調査をお願いしたい。

次回開催予定

11月22日(金) 10:00~12:00 (Web会議)

(配付資料)

- 資料1 環境関連法制度のその後について
(社会資本整備審議会 環境部会)
・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正
- 資料2 CM方式検討会のその後について
- 資料3 設計監理の業務範囲と責任について
(レオパレス・大和ハウス問題に関連して)
- 資料4 建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令・告示の改正案について
- 資料5 公共工事の品質確保の促進に関する法律第22条に規定する「発注関係事務の運用に関する指針」に係る意見等の提出について
- 資料6 業法に向けた課題について
・過去の活動を踏まえて今後の活動のあり方
・「開設者の責務と管理建築士の役割」の検討の進め方

■第2回全国大会運営特別委員会議事概要

日時 令和元年7月30日(火)

15:30~17:15

場所 クーラクーリアンテ サンパレス 会議室

出席者 委員長 新沼義雄
副委員長 渡邊 武
委員 田中幸吉、鈴木勇人、尾添信行、
佐野吉彦、木下賀之
特別出席 佐々木宏幸会長
事務局 居谷、前田、伊東、松谷
(福島会) 但野、平野、野崎
オブザーバー 菊地和彦(福島会副会長)、
南孝雄(熊本会会長)

協議事項

(1) 大会参加申込状況及び招待者等について

福島会但野専務理事より、資料1-1及び1-2によって、大会参加申込状況及び招待等について次の説明がなされた。

①大会参加申込状況について

7月26日時点の参加申込状況は、大会式典1,175名、記念パーティ339名であった。この数字にはまだ参加申込がされていない3単体会及び福島会は含まれていないが、参加予定人数1,500名を下回る可能性がある。

②招待者への案内について

日事連及び福島会より、各々の関係者宛てに8月上旬頃に招待状を発送する予定である。

協議の結果、参加予定人数1,500名を下回る可能性が高いため、参加者を増員するよう、日事連会長、大会運営特別委員長及び福島会会長の連名で単体会へ依頼することとした。

(2) 福島大会でのスケジュールと役割について

事務局より、資料2-1によって、福島大会の運営について説明がなされ、協議の結果、次のとおりとした。

正副会長は、例年通り式典及び記念パーティの運営を担当することで、具体的な役割分担等について、9月の常任理事会に提案することとした。

・来賓祝辞については、議連会長の出席状況によって地元の国会議員へ依頼をするか等、調整する。

・日事連建築賞審査講評については、大会プログラムに記載されている内容との重複を避けるよう、審査委員長に依頼する。

・来賓及び主催者等の氏名を司会者が読み間違えないよう、ふりがなを振る等念入りに確認する。

・その他の準備、確認事項については、日事連事務局と福島会事務局で調整し進める。

(3) 会場図、壇上席次、客席配席について

委員会開催に先立ち実施した座談会及び大会式典会場の「とうほう・みんなの文化センター」、青年話創会及び記

念パーティ会場の「クーラクーリアンテ サンパレス」の会場確認状況を踏まえ、資料3-1により各会場及び来賓や大会本部の控室等の割り振りを再確認した結果、次のとおりとした。

①建築賞受賞作品パネル展示方法について

- ・1階ホワイエ付近では狭いため、2階休憩スペースへ変更するが、参加者に展示を見ってもらうためには会場でのアナウンス・誘導等が必要である。
- ・2階休憩スペースで展示した場合、見学者は余り見込めないと思うが、昨年のように建築賞受賞者がパネル説明を行うか、受賞者に表彰式だけでなく別の方法で作品について語ってもらう機会を設けた方が良い。

②日事連・OBの会総会

- ・3階展示室①②の間仕切り方法では、会話が聞こえてしまい、総会の会場には適していないため、他の控室と変更出来ないか。
- ・OBの会会員は高齢者が多いこと等を配慮して、1階の控室に変更した方が良いのではないか。
- ・1階の和室を使用したらどうか。
→椅子が置ける会場の方が良い。
→後日調整の結果、1階リハーサル室を使用することとした。

③記念パーティ会場について

- ・正副会長及び福島会会長は入口で来賓や大会参加者を出迎える。
- ・ステージ及びスクリーンの配置については、今後調整することとする。

(4) 大会式典等の進行台本について

福島会但野専務理事より、資料4によって、大会式典進行及び記念パーティ進行台本について説明がなされた。資料4の内容を基に、日事連事務局と福島会事務局で確認・調整することとした。

(5) 大会プログラム等の配布資料の準備について

福島会但野専務理事より、資料5によって、大会プログラ

ム(冊子)について説明がなされた。

今後のスケジュールは、日事連会長挨拶及び日事連建築賞受賞作品等の原稿を入稿した後、9月5日に校了の予定であり、日事連事務局と福島会事務局で校正等作業を行うこととした。また、西暦と和暦の記載が混在しているので、開催日については「令和元年(2019年)」と表記することとした。

(6) 青年話創会2019福島大会について

鈴木委員より、資料6によって、「青年話創会2019福島大会」の実施要領(案)等について説明がなされた。

和歌山大会と同様に懇親会も実施することとし、費用は懇親会も含め日事連が負担する。

(7) その他

佐野委員より、全国大会運営特別委員会の委員は、大会当日は何か運営にかかわる必要があるかとの質問がなされ、東京開催とは異なり、大会当日の委員の役割は特段ない旨、事務局より回答した。

次回の委員会開催予定

開催日は、後日調整し決定することとした。

(配付資料)

資料1-1、1-2 福島大会参加申込一覧及び招待者名簿一覧

資料2-1、2-2 第43回建築士事務所全国大会(福島大会)の運営について(案)、
スケジュールと役割

資料3 第43回建築士事務所全国大会(福島大会)総合サイン計画

資料4 大会式典等の進行台本:初稿

資料5 大会プログラム構成(案)

資料6 青年話創会2019福島大会実施要領(案)他

■主な行事予定

令和元年

- 10月17日 災害対策特別委員会 (We b会議)
- 29日 広報・渉外委員会 (We b会議)
- 青年WG
- 11月 5日 既存住宅状況調査専門委員会
- 6日 建築士事務所の業務環境改善WG
(We b会議)
- 7日 指導運営委員会 (We b会議)
- 全国大会運営特別委員会
- 12日 総務・財務委員会
- 13日 監査会

令和元年9月末 会員・構成員異動報告等

1. 期間 令和元年9月1日～9月30日
 2. 会員在籍 正会員 46団体 構成員 14,703事務所
 賛助会員 6社

単体会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	+ 2	1,022	4,364	23.4%		267	26.1%
青森	- 1	175	941	18.6%		41	23.4%
岩手		265	904	29.3%		67	25.3%
宮城	- 2	345	1,973	17.5%		74	21.4%
秋田	+ 1	146	1,055	13.8%		45	30.8%
山形	- 1	181	1,161	15.6%		56	30.9%
福島		238	1,584	15.0%		63	26.5%
茨城	- 6	476	1,975	24.1%		159	33.4%
栃木		169	1,358	12.4%		80	47.3%
群馬		198	1,698	11.7%		92	46.5%
埼玉	- 1	486	4,786	10.2%		131	27.0%
千葉	- 5	372	3,409	10.9%		109	29.3%
東京	+ 3	1,607	14,734	10.9%	+ 4	572	35.6%
神奈川		759	6,036	12.6%	+ 1	204	26.9%
新潟	- 1	309	2,267	13.6%		133	43.0%
長野	- 2	413	2,104	19.6%		113	27.4%
山梨		110	843	13.0%		10	9.1%
富山	- 2	306	1,198	25.5%		63	20.6%
石川	+ 4	308	1,287	23.9%		58	18.8%
福井		222	977	22.7%		54	24.3%
静岡		412	3,104	13.3%		127	30.8%
愛知		551	5,086	10.8%		140	25.4%
三重		193	1,235	15.6%	+ 2	63	32.6%
滋賀	- 1	186	1,149	16.2%	+ 1	35	18.8%
京都	+ 6	365	2,061	17.7%		101	27.7%
大阪	+ 9	810	6,420	12.6%	+ 2	216	26.7%
兵庫	- 1	385	3,551	10.8%		105	27.3%
奈良		106	915	11.6%		22	20.8%
和歌山	+ 1	124	764	16.2%		24	19.4%
鳥取		108	481	22.5%		48	44.4%
島根	+ 3	119	626	19.0%		60	50.4%
岡山	- 1	382	1,477	25.9%		70	18.3%
広島	- 1	346	2,327	14.9%		138	39.9%
山口		111	1,048	10.6%		36	32.4%
徳島		108	835	12.9%		14	13.0%
香川		93	1,080	8.6%		16	17.2%
愛媛	- 1	173	1,129	15.3%		43	24.9%
高知		136	632	21.5%	+ 1	27	19.9%
福岡	- 1	463	3,689	12.6%		156	33.7%
佐賀	- 1	184	584	31.5%		41	22.3%
長崎	- 1	247	832	29.7%		40	16.2%
熊本		226	1,400	16.1%		100	44.2%
大分	+ 1	161	873	18.4%		40	24.8%
宮崎		114	1,071	10.6%		49	43.0%
鹿児島		303	1,233	24.6%		83	27.4%
沖縄		190	1,297	14.6%		65	34.2%
計	+ 1	14,703	99,553	14.8%	+ 11	4,250	28.9%

※建築士事務所登録数(B)は平成31年4月1日時点の数字である。